

有害液体汚染防止緊急措置手引書 モデル

I. 総則

1. 目的

本手引書は、有害液体汚染事故（海洋への有害液体物質の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合をいう。以下同じ。）に際して、本事業所において有害液体物質の取扱いに関する作業に従事する職員及び有害液体物質防除組織に配置されることとなる職員その他関係者（警戒船、消防船等を保有する場合にあっては、当該船舶の乗組員を含む）が直ちにとるべき措置に関する事項について指針を与え、もって海洋汚染及び海上災害を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この手引書は、当事業所からの有害液体汚染事故及び当事業所の係留施設を利用する船舶からの有害液体汚染事故に適用する。

3. 遵守事項

- (1) 本手引書は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第40条の2（油保管施設等の油濁汚染防止緊急措置手引書等）第1項に基づき、有害液体汚染事故があつた場合に、有害液体物質の排出による汚染の防除のために重要な関係機関への通報、緊急体制の職務分掌、初期動作、必要な資機材の持ち出し手順及び配置場所などを含む対応の詳細が記載されている。関係者は、本手引書の指針に従い、これらを適正に実施する必要がある。
- (2) 本手引書がその目的を達成するためには、本手引書が関係者により理解され緊急時において適正に使用されることが必要である。このため管理者（係留施設又は有害液体物質保管施設の実質的管理責任者を指す。事業所等により当然に名称は異なることとなる。以下同じ。）は、あらゆる機会をとらえて、本手引書の内容を関係者に周知させなければならない。
- (3) 本手引書は、各シーバース操油等制御室等に備え置くほか、その写しを各係留施設の作業員詰所及び当事業所内の〇〇課に備え置く。

II. 有害液体汚染事故の通報に関するこ

1. 通報をするとき

- (1) 当事業所からの有害液体汚染事故又は当事業所の係留施設を利用する船舶からの有害液体汚染事故を発見した者は、操油等監視計器室、保安当直室、環境安全部環境課あるいは当該船舶のうち、最も迅速・確実に連絡できる連絡先に報告すること。
- (2) の報告を受けた者は、3. 連絡系統に従い、直ちに〇〇海上保安部に通報するとともに、必要な連絡先に通報・連絡を行う。
- (3) 有害液体汚染事故のうち、海洋への有害液体物質の不適正な排出のおそれが有る

場合については、次の掲げる事項等を考慮して「有害液体物質の排出のおそれ」の有無を判断する。

- ① 事業所内の設備又は船舶（搭載された機器及び設備を含む。）の損傷、故障若しくは破損又は火災の程度
 - ② 事業所外の異常な現象が、事業所に及ぼす影響の程度
 - ③ 気象及び海象の状況
- (4) 一般的に次に掲げる場合は、通報の対象となる有害液体物質の排出のおそれがあると考えられる。
- ① タンク、パイプライン、バルブ、ローディングアーム等の破損・損傷、タンクのオーバーフロー等が生じた場合。
 - ② タンク、パイプライン、係留施設等又はその近傍において火災が発生した場合
 - ③ 近隣施設の火災、爆発等の異常な現象が、本事業所の安全な有害液体物質の保管に影響を及ぼす可能性がある場合
- (5) 当事業所以外における有害液体汚染事故を発見した者は、(1) 及び (2) に準じて〇〇海上保安部へ通報すること

2. 通報事項

- (1) 〇〇海上保安部への通報は、資料1「通報事項一覧」により行う。
- (2) 通報の第一報は、直ちに行うこと。判明していない事項については、判明次第通報することとし、事態の進展に伴う情勢の変化については、隨時通報すること。
また、海上保安庁からの追加情報の要請があった場合、できる限りこの要請に応じること。

3. 通報先一覧

有害液体汚染事故があった場合の通報・連絡の系統は、資料-2「部内連絡系統図」及び資料-3「部外連絡系統図」による。

なお、関係連絡先を資料-4「関係連絡先一覧表」に示す。

III. 有害液体汚染事故対応体制

1. 防災組織の構成

- (1) 当事業所において有害液体汚染事故が発生した場合に備え、防災組織を構成する。
防災組織の構成及び各班の任務は資料-5「防災組織図」のとおりとし、防災組織における担当者及びその担当業務等は資料-6「防災組織職員配置表」のとおりとする。
- (2) 管理者は、当事業所において有害液体汚染事故が発生した場合には、直ちに必要な防災組織を編成し、防除措置に当たらせる。
- (3) 夜間・休日において、有害液体汚染事故が発生した場合は、資料-2「部内連絡系統図」により、職員を招集する。

2. 排出有害液体物質防除資材等

- (1) 当事業所が所有する排出有害液体物質防除資材等の種類及び量並びに保管場所は、資料一7「排出有害液体物質防除資材配置表」のとおりであり、保管場所にはその旨を表示している。
- (2) 管理者は、有害液体物質防除資材等を、資料一8「排出有害液体物質防除資材等の手配、運搬表」に従って、迅速かつ効果的に手配し、運搬する。
- (3) 管理者は、有害液体物質防除資材等の管理責任者を選任する。
排出有害液体物質防除資材等の管理責任者は、有害液体汚染事故が発生した場合に直ちに防除措置を講ずることができるよう、排出有害液体物質防除資材等の定期点検を実施するとともに、必要に応じた整備を実施すること。
- (4) 《海上保安庁の排出油等防除計画、○○県地域防災計画等を参考にして、近隣に配置されている排出有害液体物質防除資材等の保有量、種類等を把握するとともに、事前に事故発生時の資材等提供協力協定等の締結に努め、その結果を本手引書に反映させること。》

IV. 排出有害液体物質の防除

《引き続く有害液体物質の排出の防止、排出された有害液体物質の拡散の防止及び排出された有害液体物質の除去に関する措置に関し、それぞれの物質毎に性状、留意事項を含め、具体的要領を記載すること。》

1. 排出有害液体物質の防除措置

管理者は、排出有害液体物質の防除のため、人命の安全を最優先のうえ、直ちに次の措置を講ずること。

- (1) 有害液体物質保管施設（タンク）における排出の場合
- (2) 係留施設における排出の場合（船舶、荷役施設何れからの排出かを問わない）

2. 防除措置実施上の留意事項

管理者は、排出有害液体物質の防除措置を実施するに当たっては、次の事項を遵守し、適切な措置を講じること。

- (1) 資料一9に示す「通信システム表」に基づき有害液体防除組織《係留施設にあつては船舶を含む》相互間の連絡体制を密にすること。
- (2) 通信の運用に当たっては、簡潔、明瞭かつ適正に運用するよう、関係者に周知すること。
- (3) 火災が発生している場合においては、延焼の防止措置、消火作業等にも配慮し、総合的な対応措置を実施すること。
- (4) 排出有害液体量の規模等から、近隣事業所、海上災害防止センター等の部外勢力の応援を得なければ十分な排出油の防除措置ができないと判断したときは、これらに通報、協力要請等を行う。

- (5) 関係するポンプ及びバルブの操作に当たっては、図面一2「諸管系統図」等を参考し、誤操作の防止に努めること。
- (6) 具体的な防除処理の決定に際しては、有害液体汚染事故の規模及び態様を分析し、図面一3「漁業施設等の配置状況図」、図面一4「事業所周辺自然環境状況図」等による情報を踏まえ、気象・海象の状況を考慮して、事故の影響を評価し、被害の発生が最小限となるよう配慮すること。
- (7) 排出油等防除資材等のうち、油処理剤又は油ゲル化剤が有効な場合、使用に当たっては、技術上の基準に適合したものを周囲の状況を十分に考慮して使用すること。
- (8) 回収した有害液体、塵芥等の運搬、陸揚げ及び処分について、処理業者、応援協力機関等と連絡を密にし、的確に手配、処理すること。
- (9) 有害液体汚染事故の再発を防ぐため、事故の原因が解明され、その原因が完全に排除されるまで、事故に関わる施設に関連する作業を再開しないこと。

3. 他機関、他勢力等への要請等

- (1) 管理者は、有害液体汚染事故が発生した場合には、○○排出油等防除協議会等と連絡を密にとり、汚染の状況等その必要に応じて、他機関、他勢力等への業務委託、応援要請等を行う。

なお、当事業所は、次の企業との間に相互援助協定等を締結している。

- 株式会社△△商会□□事業部→防災活動に係る応援協定 一参考一1
- □□燃料株式会社○○工場、××石油基地株式会社及び◇◇石油株式会社○○精油所→○○地区シーバース災害相互援助協定 一参考一2

《排出油の防除に関する協議会等に参画している場合、他の企業と具体的な援助協定を締結している場合等は、上記のようにその内容を手引書に反映させるとともに、当該協定書等を参考として手引書に添付することが望ましい。》

- (2) 応援協力要請先は、資料一10「応援協力要請機関等一覧表」のとおり。

V. 関係機関との調整

1. 管理者は、施設側においてとるべき措置について海上保安庁との連絡・調整に当たる責任者を定め《予め定めている場合は、資料一3「部外連絡系統図」及び資料一6「防災組織職員配置表」に反映させる。》、○○海上保安部にこれを通知する。
2. 連絡責任者は、有害液体汚染事故の状況、防除措置の状況等について、○○海上保安部と連絡を密に行い、防除措置について必要な調整に努めること。
3. 管理者は、海上保安庁の職員が現場に到着したときは、速やかに汚染の状況、これまでに講じた措置並びに留意事項等について報告し、その指示に従うとともに、必要に応じ、海上保安庁が指示する場所に職員を派遣し、連絡・調整体制の確保を図ること。

VI. その他

1. 教育訓練

(1) 管理者は、排出有害液体物質事故の防止及び事故への的確な対応のために必要な教育訓練の実施計画を作成し、これを計画的に実施する。

(2) (1) で作成する計画には、次の訓練を含ませる。

- ① 総合防災訓練
- ② 排出有害液体物質防除資材等搬出訓練
- ③ 排出有害液体物質防除資材等取扱訓練
- ④ オイルフェンス展張訓練
- ⑤ 消防訓練
- ⑥ 緊急呼集訓練

(3) 管理者は、関係職員等を部外教育機関における研修、訓練に積極的に参加させ排出有害液体物質防除等の技術を習得させる。

2. 記録の保管

管理者は、排出有害液体物質防除活動に関する教育訓練、資機材等の整備、防除活動の実施等の記録を作成・保管する。

3. 関係図面

管理者は、排出有害液体物質の防除活動に有用関連図面等として次のものを添付する。

- (1) 図面－1
- (2) 図面－2
- (3) 図面－3
- (4) 図面－4

《上記のほか、具体的な防除措置の決定に際し参考となる事業所周辺の自然的・社会的・経済的諸情報が一覧できる図面等を添付すること。》

4. 排出有害液体物質の漂流予測

《可能な場合は、VIにおいて、当該事業所から排出した有害液体物質の拡散漂流予測、予想される影響等について、図面により記す。》

5. 本手引書の見直し

本手引書に添付している資料は、常に最新のものに書き換えられている必要があることから、関係者は、これらの資料中に変更すべき事項を知り得た場合は、その旨を管理者に速やかに通知すること。

資料1－「通報事項一覧」

1. 次の通報事項のうち、判明している事項について通報すること。
2. 後刻判明した事項及び報告済みの事項で訂正する必要が生じた事項については、その都度追加報告すること。

1. 施設の名称及び所在
2. 施設の設置者の氏名又は名称及び住所
3. 事故に船舶が関連している場合には、当該船舶の名称、大きさ、用途等
4. 排出のあった日時及び場所又は異常な現象があった日時及び場所
5. 排出された有害液体物質の種類、量及び広がりの状況
6. 事故の概要又は異常な現象の概要
7. 発生原因
8. 施設において管理されていた又は管理されている有害液体物質の種類及び量
9. 事故に船舶が関連している場合には、当該船舶に積載されていた又は積載されている有害液体物質の種類及び量
10. 気象及び海象の状況等 風向、風速、天候、海面の状態、その他
11. 死者又は負傷者の有無
12. 施設の破壊により有害液体物質が排出された場合、当該破損箇所及びその破損の程度
13. 排出された有害液体物質による海洋汚染の防止のために講じた措置又は有害液体

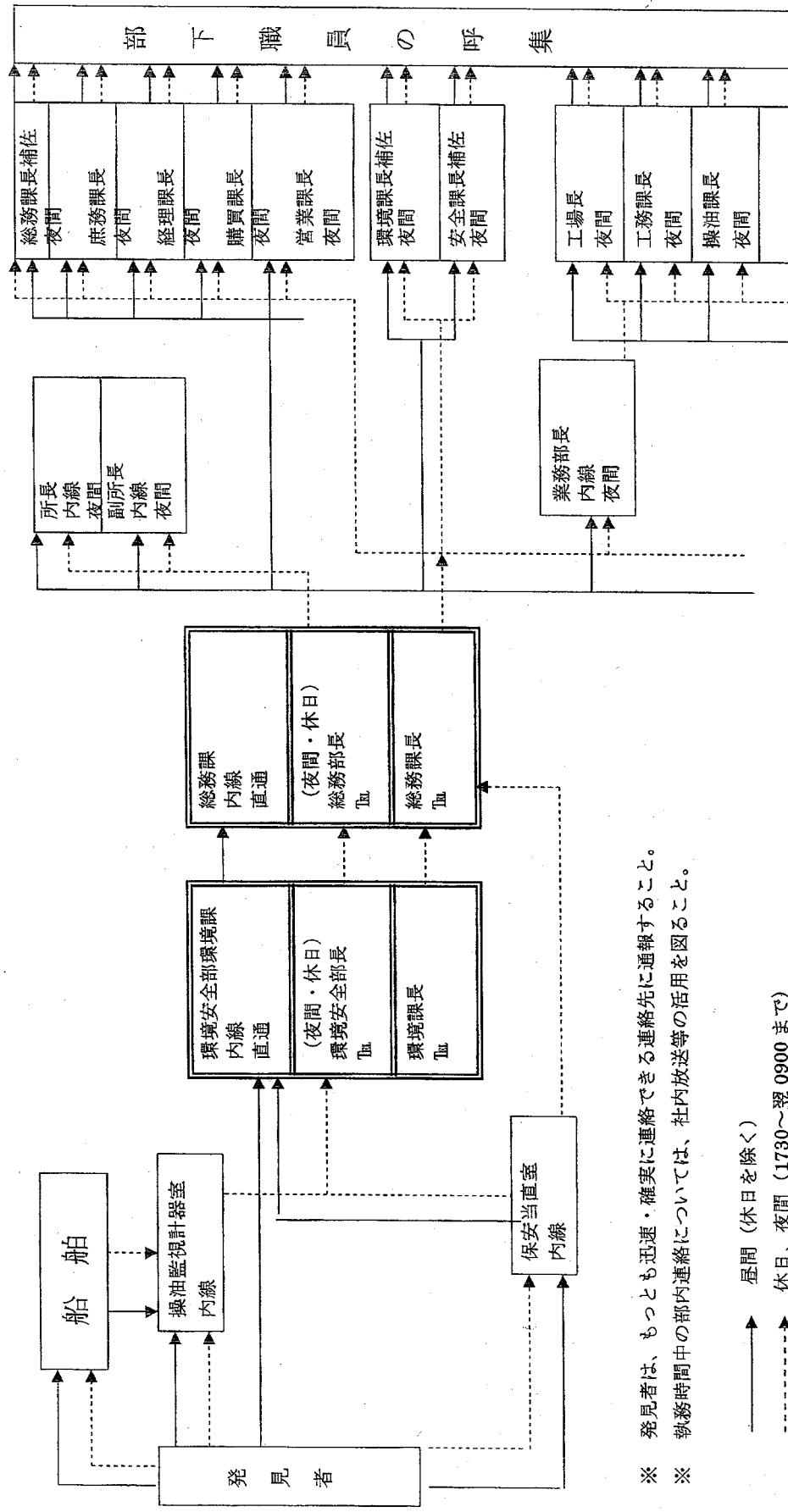
物質の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置

14. 施設の保有する排出有害液体物質防除のための船舶、器材及び消耗品の種類及び量並びに人的勢力

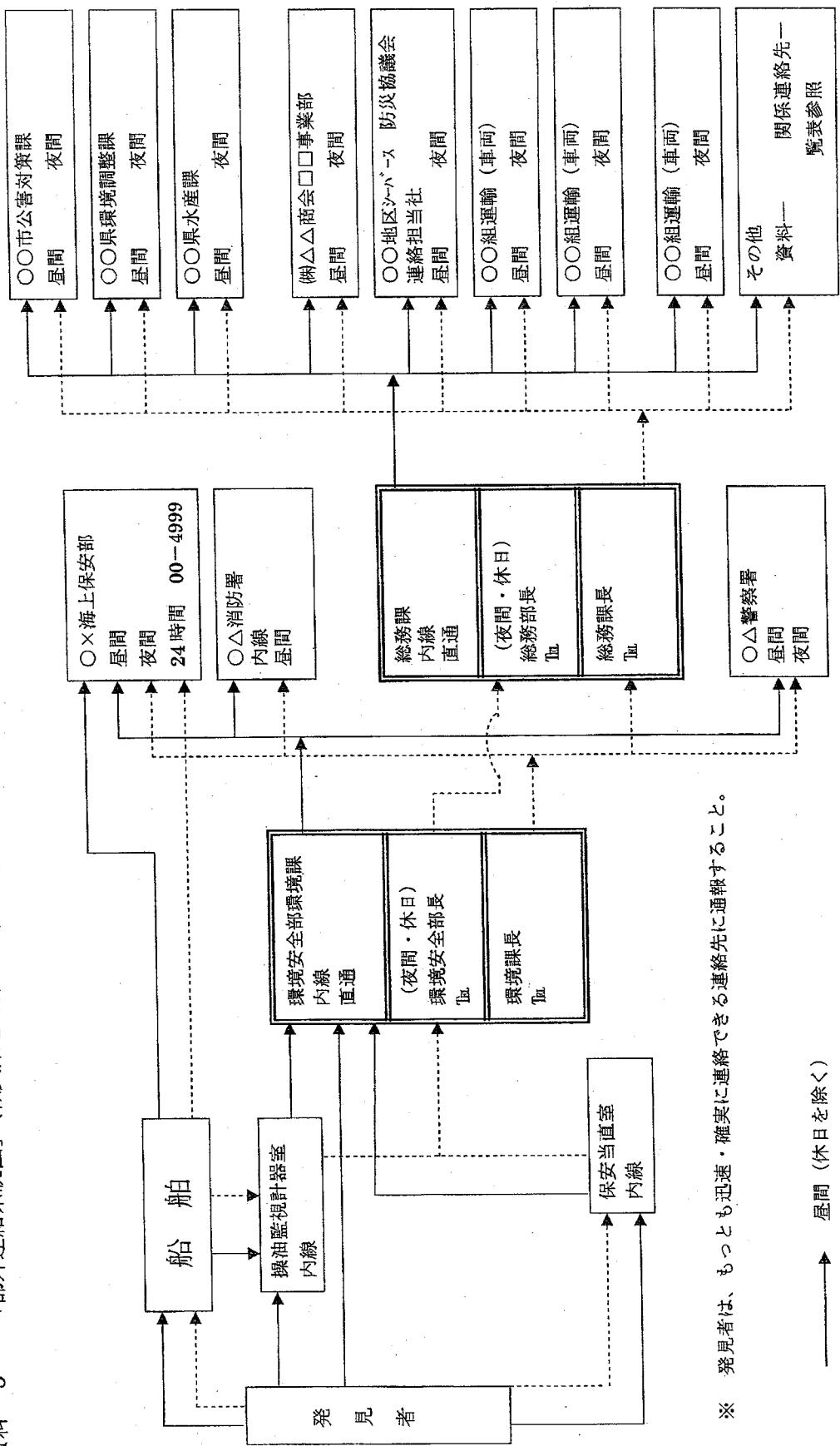
15. 外部からの援助の必要性

16. その他参考となる事項

資料一 2 「部内連絡系統図」(職員緊急呼集表を兼ねる)



資料一 3 「部外連絡系統図」(職員緊急呼集表を兼ねる)



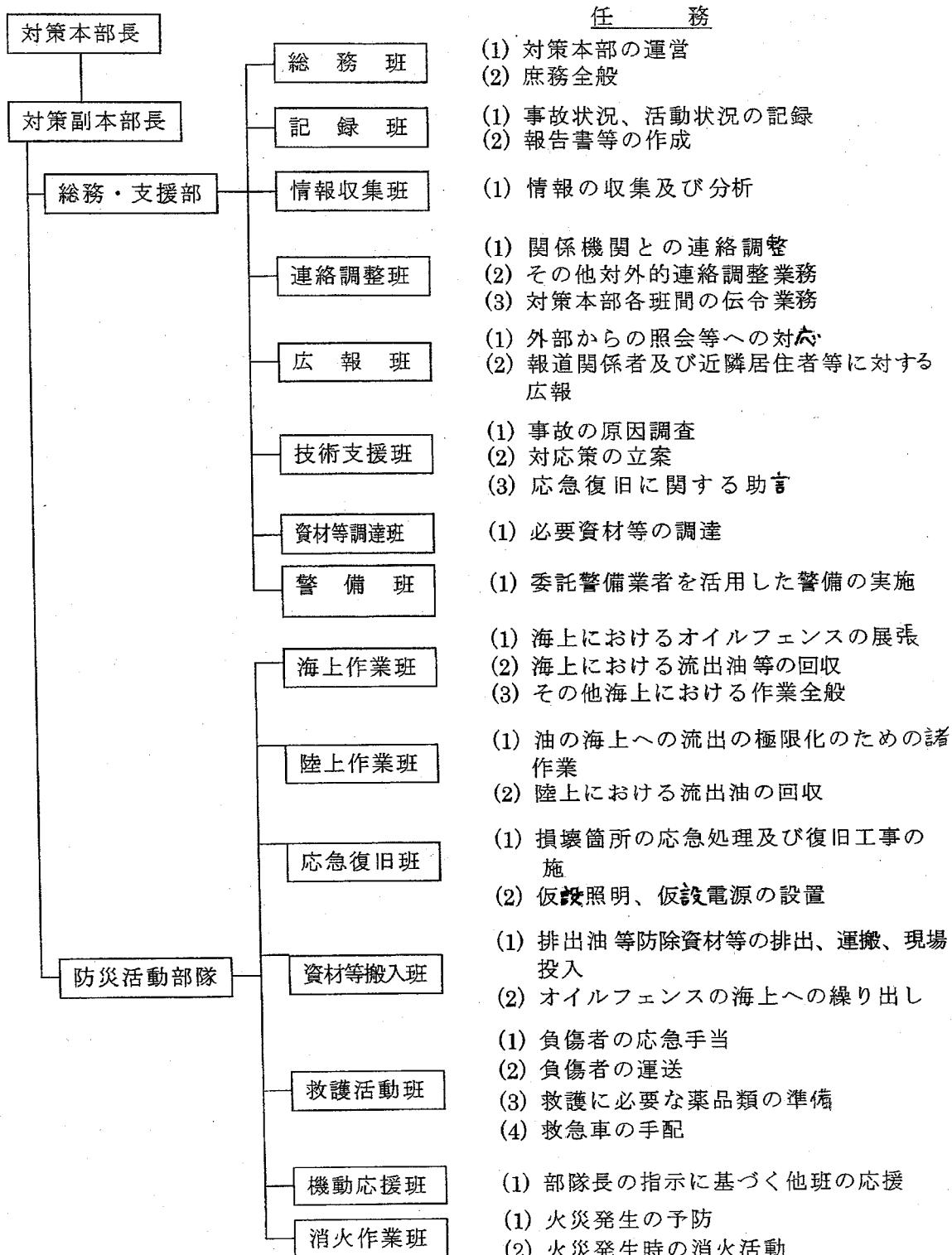
→ 屋間 (休日を除く)
休日、夜間 (1730～翌0900まで)

資料-4

関係連絡先一覧表

関係連絡先	電話番号
本社 環境安全部環境課	
△△事業所 環境安全部環境課	
○○海上保安部 警備救難課	
第○管区海上保安本部 警備救難部救難課	
○○県消防防災課	
○○県環境調整課	
○○県水産課	
○○県港湾課	
○○県漁港課	
○○市公害対策課	
○○市消防局	
○△警察署	
○○港湾事務所	
○○労働基準監督署	
海上災害防止センター	
石油連盟海水油濁処理協力機構○○支部	
○○地区シーバース防災協議会連絡担当者	
○○湾流出油災害対策協議会事務局	
株式会社△△商事□□事業部	
□□燃料株式会社○○工場	
××石油基地株式会社	
◇◇石油株式会社○○精油所	
○△組運輸株式会社	
××廃油処理工場	
○○漁業協同組合	

資料－5 「防災組織図」



資料-6

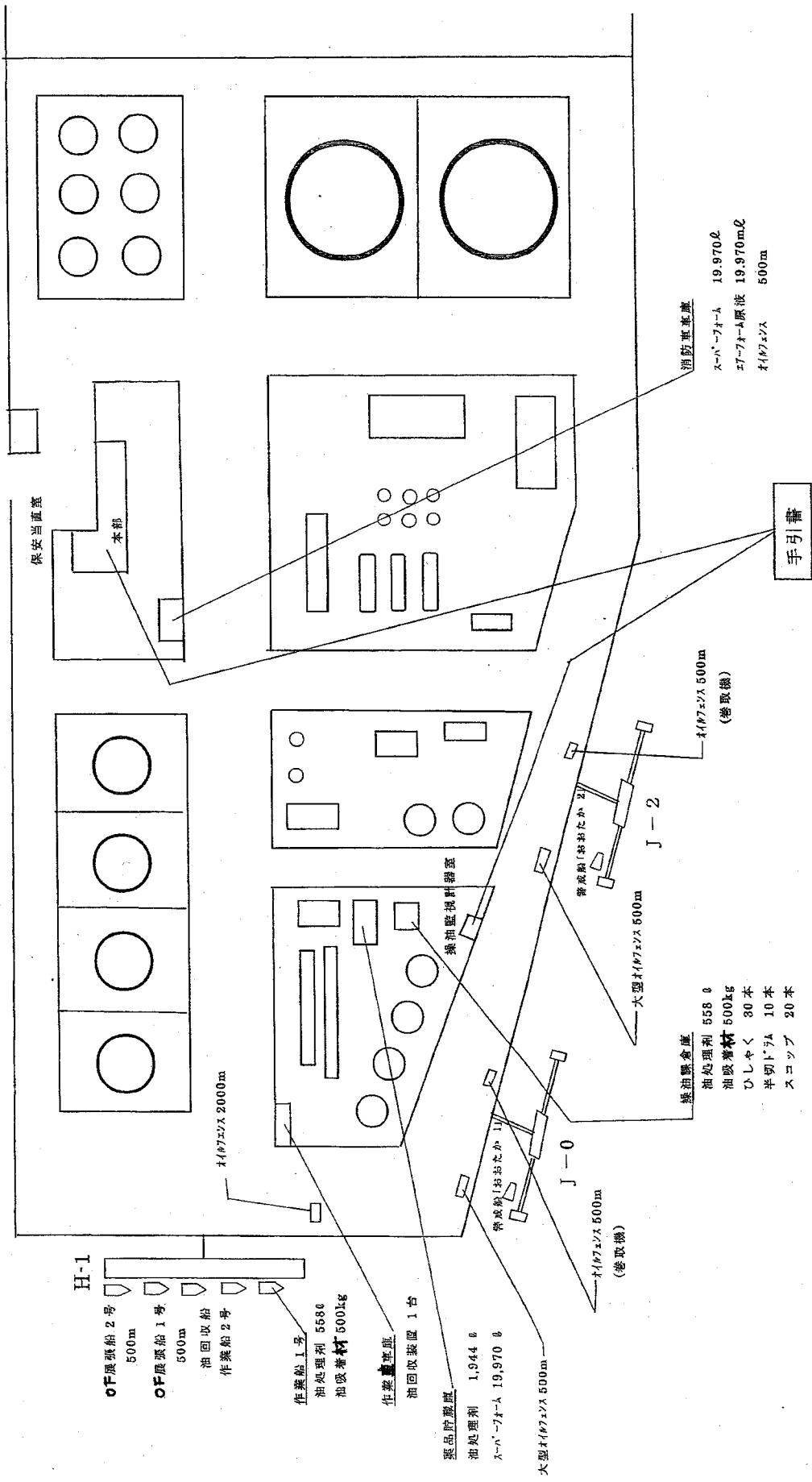
防災組織職員配置表

組織名	職名	担当者	担当業務内容
本部長	所長	総指揮	
副本部長	副所長	本部長補佐	
部隊長	総務部長	総務・支援部隊指揮	
副部隊長	環境・安全部長	部隊長補佐	
副部隊長	技術開発部長	部隊長補佐	
部隊長付	総務課 ○○○○	各班活動状況の把握	
部隊長付	環境課 ○○○○	各班活動状況の把握	
部隊長付	安全課 ○○○○	防災活動部隊との連絡調整	
部隊長付	営業課 ○○○○	記録の作成	
総務班	班長	総務課長	総務班指揮
	副班長	総務課次長	班長補佐
	班員(1)	総務課 ○○○○	庶務全般
	班員(2)	総務課 ○○○○	対策本部会議運営補助
	班員(3)	環境課 ○○○○	給食手配
	班員(4)	環境課 ○○○○	本部長、副本部長支援
記録班	班長	庶務課長	記録班指揮
	班員(1)	庶務課 ○○○○	活動記録作成
	班員(2)	庶務課 ○○○○	写真記録作成
	班員(3)	庶務課 ○○○○	ビデオ記録作成
情報収集班	班長	総務課次長	情報収集班指揮
	副班長	安全課次長	班長補佐
	班員(1)	総務課 ○○○○	被害状況把握
	班員(2)	安全課 ○○○○	被害状況把握
連絡調整班	班長	環境課長	連絡調整指揮班
	副班長	庶務課次長	班長補佐
	班員(1)	環境課 ○○○○	関係行政機関との連絡調整
	班員(2)	庶務課 ○○○○	応援協力会社等との連絡調整
	班員(3)	庶務課 ○○○○	社内伝令
	班長	環境課長	連絡調整指揮班
広報班	班長	営業課長	広報班指揮
	副班長	総務課次長	班長補佐（報道機関対応）
	副班長	営業課次長	班長補佐（報道機関以外対応）
	班員(1)	総務課 ○○○○	報道機関対応
	班員(2)	総務課 ○○○○	報道機関以外との対応
	班員(3)	営業課 ○○○○	広報資料作成
技術支援班	班長	技術課長	技術支援班指揮

総務・支援部隊		副班長	開発課長	班長補佐
		副班長	試験課長	班長補佐
		班員(1)	技術科 ○○○○	技術支援
		班員(2)	開発課 ○○○○	技術支援
	資材等調達班	班長	経理課長	資材等調達班指揮
		副班長	購買課長	班長補佐
		班員(1)	経理課 ○○○○	資材等購入担当
		班員(2)	購買課 ○○○○	資材等借受担当
	警備班	班長	安全課長	警備班指揮
		班員(1)	安全課 ○○○○	警備業者との連絡調整
防災活動部隊	部隊長	業務部長	防災活動部隊指揮	
	副部隊長	製造部長	部隊長補佐	
	副部隊長	製造課 ○○○○	各班活動状況の把握	
	副部隊長	操油課 ○○○○	各班活動状況の把握	
	副部隊長	製油課 ○○○○	総務・支援部隊との連絡調整	
	副部隊長	消防保全課 ○○○○	記録の作成	
	海上作業班	班長	製造課長	海上作業班指揮
		副班長	製造課次長(1)	班長補佐
		副班長	製造課次長(2)	班長補佐(作業船隊指揮担当)
		班長付	製造課 ○○○○	連絡、記録作成
		班長付	製造課 ○○○○	海上作業補助
		班長付	操油課 ○○○○	海上作業補助
		班員(1)	製造課 ○○○○	油回収船上乗り、回収装置取扱い等
		班員(2)	操油課 ○○○○	OF展張上乗り、オイルフェンス取扱い等
		班員(3)	製造課 ○○○○	作業船1上乗り、オイルフェンス取扱い等
	油回収船		海上流出油の回収	
	OF展張船1号		オイルフェンスの展張	
	OF展張船2号		オイルフェンスの展張	
	作業船1号		オイルフェンスの展張補助、その他諸作業	
	作業船2号		オイルフェンスの展張補助、その他諸作業	
	陸上作業班	班長	工場長	陸上作業班指揮
		副班長	操油課長	課長補佐
		班長付	操油課 ○○○○	状況の取りまとめ、他の班との連絡調整
		班員(1)	操油課 ○○○○	油の海上流出の防止措置、流出油の回収
		班員(2)	操油課 ○○○○	油の海上流出の防止措置、流出油の回収
		班員(3)	操油課 ○○○○	油の海上流出の防止措置、流出油の回収
応急復旧班	班長	工務課長	応急復旧班指揮	
	副班長	機械設計課長	班長補佐	

防 災 活 動 部 隊	班長付	工務課 ○○○○	状況の取りまとめ、他の班との連絡調整
		班員(1) 工務課	応急復旧の実施
		班員(2) 機械設計課	応急復旧の実施
		（）	（）
		資材等搬入班	
	班長	保全管理課長	資材等搬入班指揮
		副班長	班長補佐
		班長付	状況の取りまとめ、他の班との連絡調整
		班員(1)	資材等運搬車の運転
		班員(2)	資材等の運搬
		（）	（）
	救護活動班	製油課長	救護活動班指揮
		副班長	班長補佐（救急車手配）
		班長付	状況の取りまとめ、他の班との連絡調整
		班員(1)	救護活動の実施
		班員(2)	救護活動の実施
		（）	（）
	機動応援班	樹脂課長	機動応急班指揮
		副班長	班長補佐
		班長付	状況の取りまとめ、他の班との連絡調整
		班員(1)	指示に基づく他班応援
		班員(2)	指示に基づく他班応援
		（）	（）
	消火作業班	消防保全課長	消火作業班指揮
		副班長	班長補佐（第1消火班指揮）
		副班長	潤滑油課次長
		副班長	班長補佐（第2消火班指揮）
		副班長	樹脂課次長
		班長付	班長補佐（第3消火班指揮）
		班員(1)	連絡・記録作成
		班員(2)	第1消火班・○○担当
		（）	第1消火班・○○担当
		（）	（）

資料—7 「排出油等防除資材等配置図」



資料—8 「排出油等防除資材等の手配、運搬表」

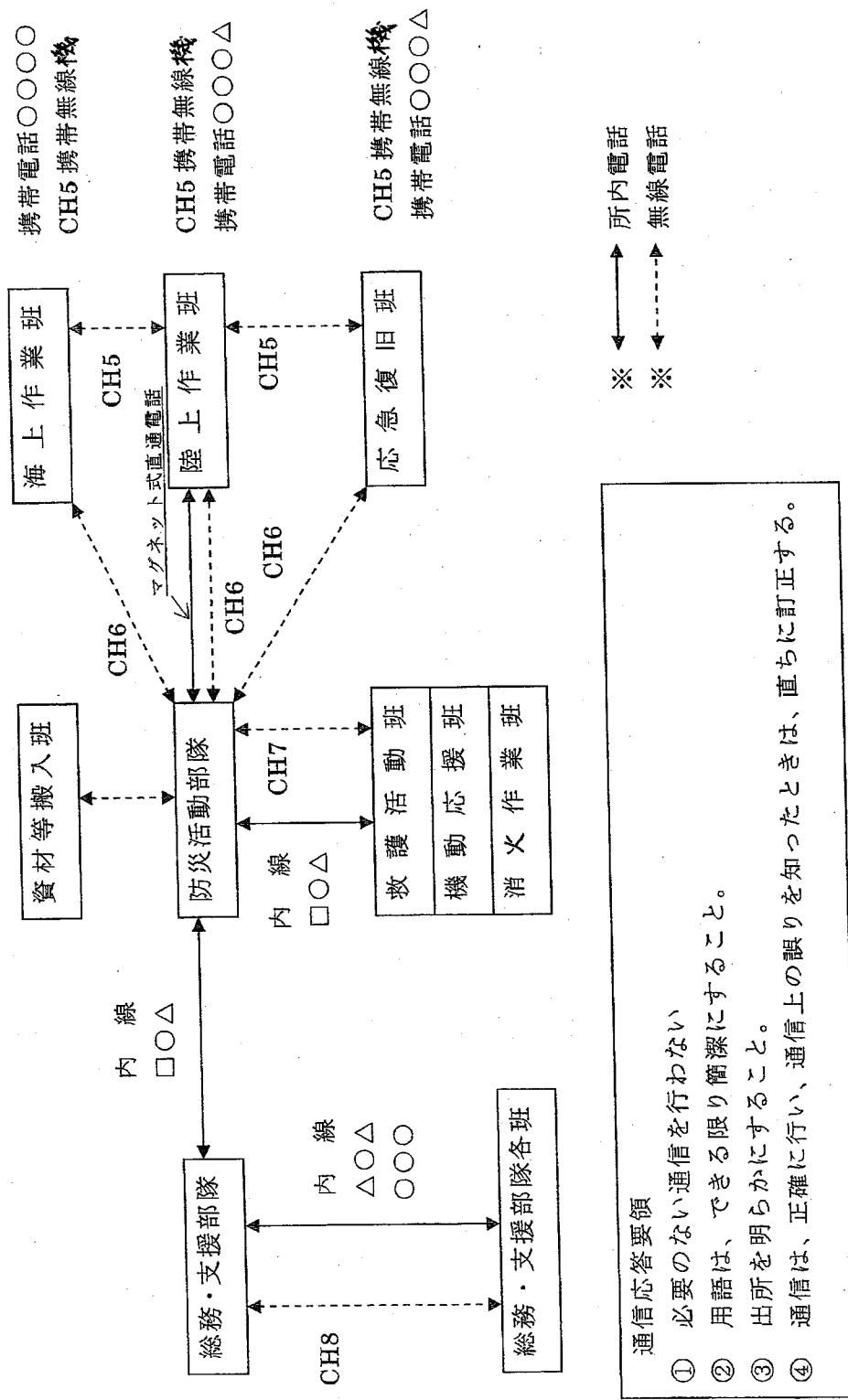
資材等保管場所	主な資材等	運転手段	所要時間	搬送先	備考
操油課倉庫	油処理剤	トラック1号(4トン) → 30分 → J-0桟橋		トラック2号でも輸送可	
	油吸収材 ひしゃく 半切ドラム等	トラック4号(2トン) → 15分 → J-0・2桟橋			
作業車車庫	油回収装置	トラック2号(2トン) → 40分 → H-1桟橋		搬送用大型トラックの調達が必要	
消防車車庫	オイルフェンス	大型トラック手配 → 30分 → J-0・2桟橋		大型オイルフェンスの積載不可	
J-0桟橋	油処理剤	警戒船「大鷹1」		大型オイルフェンスの積載不可能	
		海上へ繰り出し		岸壁上巻取機に備付け	
J-2桟橋	オイルフェンス	警戒船「大鷹2」		大型オイルフェンスの積載可能	
	オイルフェンス	海上へ繰り出し		岸壁上巻取機に備付け	
H-1桟橋	オイルフェンス	大型トラック手配又は海上へ繰り出し		搬送用大型トラックの調達が必要	
	油処理剤	作業船1号		常時搭載	
薬品貯蔵庫	油処理剤	トラック3号車 → 20分 → J-0・2桟橋			

注意： ① 搬出は、資材等搬入班が担当する。

② 搬出する資材等の種類及び量については、陸上作業班班長の指示による。

③ 外注トラックの手配は、資材等調達班が担当する。

資料一 9 「通信システム図」



資料-10 「応援協力要請機関等一覧表」

会社名	保管施設所在地	電話	担当者	船艇	車両	オイルフェンス	油處理剤	消火剤	動員数	その他
○○海上保安部	○○市△町	昼夜	警備燃費課	隻	台	m	m	kg	人	
		夜	当值班長	5	500	1,300	70	1,400	150	
○○県消防防災課	○○市△町	昼夜	消防防災課長		200					
		夜	当值者							
○○市消防局	○○市△町	昼夜	警防課長	72		130		14,235	361	ポンプ車5台等
		夜	当值者							
○△消防署	○○市△町	昼夜	警防課消防係	4		40		2,005	43	ポンプ車2台等
		夜	当值者							
○○港湾事務所	○○市△町	昼夜	業務課長	450						
		夜	宿直者		2					
株式会社△△商事□□事業部	○○市△町	昼夜	友沢 補一						30	応援協定締結済
		夜								
□□燃料株式会社○○工場	○○市△町	昼夜	大山 太郎	3	2	120	1,000	105	10	相互援助協定締結済
		夜								
××石油基地株式会社	○○市△町	昼夜	山田 太郎		3	300	180	70	5	相互援助協定締結済
		夜	花田 二郎							
◇◇石油株式会社○○精油所	○○市△町	昼夜	本間 専一	1	3	200	200	100	10	相互援助協定締結済
		夜	海田 四郎							
××廃油処理工場	○○市△町	昼夜	山本 一郎							
		夜	川上 専三							
海上災害防止センター	横浜市西区みなとみらい33-1 三井重工機械ビル	昼夜	業務課長							
		夜	宿直者							

参考-1

防災活動に係る応援協定書

○○石油精製株式会社××事業所（以下甲という。）と甲の構内に常駐する株式会社△△商会□□事業部（以下乙という。）とは、甲の構内及びその至近海域において、火災、油流出、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合の防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害発生時の応援出動）

第1条 甲は次の各号の一に該当する事由が発生した場合、乙に防災活動に係る応援出動（以下「応援出動」という。）を要請することができるものとし、当該要請があった場合、乙はこれに協力する。

1. 甲の構内（桟橋、岸壁及びその付近海域を含む。）で災害が発生した場合。
2. 甲が○×市石油コンビナート等特別防災区域協議会、石油連盟海水油濁処理協力機構、○△湾地区協議会、防災協定締結者、関係官庁等から出動を要請された場合。
3. その他、甲が応援出動の必要性を認めた場合。

（費用の取扱い）

第2条 第1条に係る費用については、甲、乙協議のうえ、その額を決定する。

（災害補償）

第3条 甲の要請により乙が応援出動し、乙の従業員が被災した場合の災害補償については、関係法令の定めるところによるものとし、その他必要があるときは、その都度甲、乙協議のうえ決定する。

（教育・訓練）

第4条 甲は乙に、甲の行う防災活動に関する教育・訓練に参加を要請することができるものとし、当該要請があった場合、乙はこれに協力する。

（協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定締結時において予期しない特別な事情が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ決定し、原因に請求する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とし、期間満了1ヵ月前までに甲または乙いずれからも別段の申入れのない場合は、さらに1ヵ年延長する。その後もこ

の例による。

2. 前項の定めにかかわらず、乙の甲の構内における常駐が終了したときは、当該常駐の終了日をもって、この協定を解約する。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

※※市◇◇町 3 丁目 53 番地

甲 ○○石油精製株式会社 ××事業所
取締役所長

※※市◇◇町 3 丁目 53 番地

甲 株式会社△△商事 □□事業部
部 長

参考-2

〇〇地区シーバース災害相互援助協定書

〇〇石油精製株式会社××事業所、□□燃料株式会社〇〇工場、××石油基地株式会社及び◇◇石油株式会社〇〇製油所（以下「協定会社」という。）は、シーバース災害の相互援助に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、〇〇石油〇〇シーバース、□□シーバース、××石油〇〇シーバース及び◇◇石油〇〇シーバースにおいて災害が発生した場合、協定会社の相互援助により迅速な災害対応活動を行い、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

（災害の定義）

第2条 本協定にいう災害とは、シーバース施設及びこれに接続する海底配管並びにシーバースに係留中の船舶からの油流出又は火災事故であって、被災会社が単独で処理できないものをいう。

（援助活動）

第3条 協定会社の援助事故は次のとおりとする。

- (1) 油処理剤、オイルフェンス、泡原液等の補給
- (2) 作業用船舶（作業者を含む。）による災害処理活動

（援助要請の方法）

第4条 被災会社は、災害が発生した場合は、別表1の連絡経路により援助の要請を行う。

2. 資材等については、品名、数量を別表2の範囲内で具体的に連絡する。

（援助出動）

第5条 前条の要請を受けた協定会社（以下「援助会社」という。）は、速やかに人員、資材等を整えた船舶を現場へ急行させる。

2. 現場に到着した援助会社の船舶は被災会社の指揮下に入る。

（情報連絡）

第6条 援助会社は、出動に際し自社船舶の船名、出発時刻、出動人員及び船積みした援助資材等の品名、数量等を被災会社に通報する。

2. 被災会社は、援助会社に対し事故の経路状況を適宣通報する。

(費用負担)

第 7 条 援助に要した費用は、原則として被災会社が負担するものとし、事後速やかに援助会社に対し現物又は現金をもって精算する。

2. 前項にいう費用とは次のものをいう。

- (1) 油処理剤、泡原液、オイルフェンス等の消耗費
- (2) 援助資材等の調達・運搬費
- (3) 援助作業に関する労務費

(災害補償)

第 8 条 援助活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し又は疾病にかかり若しくは疾病となった場合における災害補償については、労働者災害補償保険法によるものとする。

(協定の有効期間)

第 9 条 本協定の有効期間、平成〇〇年〇〇月〇〇日から 1 カ年とする。ただし、協定期間満了の 1 カ月前までに協定会社から別段の意思表示がないときは、更に 1 カ年間有効とし、その後もこの例による。

(協議及び疑義の解釈)

第 10 条 本協定に定めのない事項又は解釈上の疑義を生じた事項については、その都度協定会社が協議の上決定する。

(〇〇地区シーバース防災協議会)

第 11 条 本協定の有効実施を図るため、〇〇地区シーバース防災協議会を設ける。

この協定成立の証として、本書 4 通を作成し、各協定会社記名押印の上、各社 1 通を保有する。

平成 年 月 日

○○石油精製株式会社××事業所

取締役所長

□□燃料株式会社○○工場

取締役工場長

××石油基地株式会社

常務代表取締役社長

◇◇石油株式会社○○精油所

代表取締役所長